消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書

当社は、このたび、平成26年改正法附則第16条第3項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第19条第4項の規定にもとづき届出を行なった特定小売供給約款(平成31年4月1日実施)において、消費税等相当額を含んだ料金率等を変更することといたしましたので、電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第28条の規定にもとづき消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書を提出いたします。

なお、請求の方法については、従前のとおりでございます。

また、Ⅲ(契約種別および料金)に定める料金率、59(一般供給設備の工事費負担金)に定める工事費負担金の金額、附則3(公衆街路灯のお客さまについての特別措置)に定める料金率および附則7(口座振替割引についての特別措置)に定める口座振替割引額に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第3位で、別表2(燃料費調整)に定める基準単価および別表3(離島ユニバーサルサービス調整)に定める離島基準単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第4位で四捨五入しております。

(1) Ⅲ(契約種別および料金)に定める料金率

区分および単位	料 金 率	消費税等相当額
	円	円
定額電灯		
需要家料金		
1契約につき	54. 00	4. 00
電灯料金	00.07	0.04
10ワットまでの1灯につき 10ワットをこえ20ワットまでの1灯に	89. 67	6. 64
つき	135. 09	10.01
20ワットをこえ40ワットまでの1灯に つき	228. 04	16. 89
40ワットをこえ60ワットまでの1灯に		
1070 F を こん007 ク F な この I 別 に つき	319. 93	23. 70
60ワットをこえ100ワットまでの1灯に つき	504. 77	37. 39
100ワットをこえる1灯につき100ワッ トまでごとに	504. 77	37. 39
小型機器料金		
50ボルトアンペアまでの1機器につき	234. 48	17. 37
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアン ペアまでの1機器につき	349. 08	25. 86
100ボルトアンペアをこえる1機器につき 50ボルトアンペアまでごとに	175. 08	12. 97

区分および単位	料 金 率	消費税等相当額
	円	円
従量電灯 A		
最低料金		
1契約につき最初の12キロワット時ま	309.06	22.89
で		
電力量料金		
上記をこえる1キロワット時につき	17. 14	1. 27
従量電灯B		
基本料金		
契約電流10アンペア	291. 60	21. 60
契約電流15アンペア	437. 40	32. 40
契約電流20アンペア	583. 20	43. 20
契約電流30アンペア	874. 80	64. 80
契約電流40アンペア	1, 166. 40	86. 40
契約電流50アンペア	1, 458. 00	108.00
契約電流60アンペア	1, 749. 60	129. 60
電力量料金		
最初の120キロワット時までの1キロワッ ト時につき	17. 14	1. 27
120キロワット時をこえ300キロワット 時までの1キロワット時につき	22. 64	1.68
300キロワット時をこえる1キロワット 時につき	25. 58	1.89
最低月額料金		
1契約につき	309. 06	22. 89
従量電灯 C		
基本料金		
契約容量1キロボルトアンペアにつき	291. 60	21.60
電力量料金		
最初の120キロワット時までの1キロワッ ト時につき	17. 14	1. 27
120キロワット時をこえ300キロワット 時までの1キロワット時につき	22. 64	1. 68
300キロワット時をこえる1キロワット 時につき	25. 58	1.89

区分および単位	料金率	消費税等相当額
	円	円
臨時電灯A		
1日につき		
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	6.70	0.50
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボ	12.20	0.00
ルトアンペアまでの場合	13. 39	0. 99
総容量が100ボルトアンペアをこえ500		
ボルトアンペアまでの場合100ボルトア	13. 39	0. 99
ンペアまでごとに		
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キ	133. 98	9. 92
ロボルトアンペアまでの場合 総容量が1キロボルトアンペアをこえ		
総谷里が1キロホルトナンペナをこえ 3キロボルトアンペアまでの場合1キ	133. 98	9. 92
ロボルトアンペアまでごとに	155. 96	9.92
臨時電灯B		
基本料金		
契約電流10アンペアにつき	324.00	24. 00
電力量料金	021.00	21.00
1キロワット時につき	27. 16	2. 01
臨時電灯C	21	2. 01
基本料金		
契約容量1キロボルトアンペアにつき	324.00	24. 00
電力量料金	021000	
1キロワット時につき	27. 16	2.01
公衆街路灯A		
需要家料金		
1契約につき	48. 60	3. 60
電灯料金	00.11	2.00
10ワットまでの1灯につき 10ワットをこえ20ワットまでの1灯に	82. 11	6. 08
100ットをこえ200ットまでの1別に つき	123. 21	9. 13
20ワットをこえ40ワットまでの1灯に		
つき	205. 36	15. 21
40ワットをこえ60ワットまでの1灯に	000 01	21.00
つき	288. 61	21. 38
60ワットをこえ100ワットまでの1灯に	452. 93	33. 55
つき	402. 30	33. 33
100ワットをこえる1灯につき100ワッ	452. 93	33. 55
トまでごとに	102.00	
小型機器料金 50ボルトアンペアまでの1機器につき	010.70	15 01
50ボルトアンペアまでの1機器につき 50ボルトアンペアをこえ100ボルトアン	210. 72	15. 61
の	314. 52	23. 30
100ボルトアンペアをこえる1機器につ		
き50ボルトアンペアまでごとに	157. 80	11. 69

区分および単位	料金率	消費税等相当額
	円	円
公衆街路灯B		
基本料金		
契約容量1キロボルトアンペアにつき	264. 60	19. 60
電力量料金		
1キロワット時につき	16. 45	1. 22
最低月額料金		
1契約につき	288. 54	21. 37
低圧電力 ボボば A		
基本料金 契約電力1キロワットにつき	000 00	70.00
, , , , - , ,	993. 60	73. 60
電力量料金		
1 キロワット時につき 夏季料金	16. 80	1 04
		1. 24
その他季料金	15. 15	1. 12
臨時電力 京郷制供外の担合		
定額制供給の場合 契約電力1キロワット1日につき	100.00	14. 24
	192. 30	14. 24
電力量料金		
1キロワット時につき		
夏季料金	20. 15	1. 49
その他季料金	18. 17	1. 35
農事用電力A(かんがい排水需要)		
基本料金		
契約電力1キロワットにつき	658. 80	48. 80
電力量料金		
1 キロワット時につき 夏季料金	10.07	0.01
	12. 27	0. 91
その他季料金	11. 21	0.83
農事用電力B (脱穀調整需要) 定額制供給の場合		
佐領門保福の場合 毎年最初の30日まで		
契約電力0.5キロワット	3, 720. 92	275. 62
契約電力1キロワット	5, 292. 97	392. 07
契約電力 2 キロワット	8, 436. 74	624. 94
契約電力3キロワット	11, 580. 52	857. 82
契約電力 4 キロワット	11, 580. 52	1, 090. 69
契約電力をイロフット		
	17, 868. 06	1, 323. 56
30日をこえる1日につき 契約電力0.5キロワット	20. 71	0.00
	29. 71	2. 20
契約電力1キロワット	59. 43	4. 40
契約電力2キロワット	118. 86	8. 80
契約電力3キロワット	178. 30	13. 21
契約電力4キロワット	237. 73	17.61
契約電力 5 キロワット	297. 16	22. 01

区分および単位	料 金 率	消費税等相当額
	円	円
従量制供給の場合		
電力量料金		
1キロワット時につき		
夏季料金	18. 47	1. 37
その他季料金	16. 66	1. 23

(2) 59 (一般供給設備の工事費負担金) に定める工事費負担金の金額

区分および単位	金 額	消費税等相当額
	円	円
架空配電設備の場合 超過こう長1メートルにつき	3, 348. 00	248. 00
地中配電設備の場合 超過こう長1メートルにつき	26, 676. 00	1, 976. 00

(3) 附則3(公衆街路灯のお客さまについての特別措置)に定める料金率

区分および単位	料 金 率	消費税等相当額
	円	円
最低料金 1契約につき最初の12キロワット時まで	288. 54	21. 37
電力量料金 上記をこえる1キロワット時につき	16. 45	1. 22

(4) 附則7 (口座振替割引についての特別措置) に定める口座振替割引額

単位	口座振替割引額	消費税等相当額
	円	円
1契約につき	54. 00	4.00

(5) 別表2 (燃料費調整) に定める基準単価

区分および単位	基準単価	消費税等相当額
	円	円
イ 定額制供給の場合		
(イ) 定額電灯および公衆街路灯A		
電灯	0. 501	0.000
10ワットまでの1灯につき 10ワットをこえ20ワットまでの1灯	0. 521	0. 039
につき	1.040	0.077
20ワットをこえ40ワットまでの1灯 につき	2.080	0. 154
40ワットをこえ60ワットまでの1灯 につき	3. 121	0. 231
60ワットをこえ100ワットまでの 1 灯につき	5. 201	0. 385
100ワットをこえる1灯につき100ワッ トまでごとに	5. 201	0. 385
小型機器		
50ボルトアンペアまでの1機器につ き	1. 554	0. 115
50ボルトアンペアをこえ100ボルト アンペアまでの1機器につき	3. 107	0. 230
100ボルトアンペアをこえる1機器 につき50ボルトアンペアまでごとに	1. 554	0. 115
(ロ) 臨時電灯 A 総容量が50ボルトアンペアまでの場合	0.042	0. 003
総容量が50ボルトアンペアをこえ100 ボルトアンペアまでの場合	0. 084	0.006
総容量が100ボルトアンペアをこえ500 ボルトアンペアまでの場合100ボルト アンペアまでごとに	0.084	0. 006
総容量が500ボルトアンペアをこえ1 キロボルトアンペアまでの場合	0.838	0. 062
総容量が1キロボルトアンペアをこえ 3キロボルトアンペアまでの場合1キ ロボルトアンペアまでごとに	0.838	0. 062
(ハ) 臨時電力 契約電力1キロワット1日につき	0.881	0.065
(二) 農事用電力B (脱穀調整需要) 1日につき		
契約電力0.5キロワット	0. 220	0.016
契約電力1キロワット	0. 441	0. 033
契約電力2キロワット	0.881	0.065
契約電力3キロワット	1. 322	0.098
契約電力4キロワット	1. 763	0. 131
契約電力5キロワット	2. 202	0. 163
ロ 従量制供給の場合		
1キロワット時につき	0. 134	0.010

(6) 別表3 (離島ユニバーサルサービス調整) に定める離島基準単価

区分および単位	離島基準単価	消費税等相当額
	円	円
イ 定額制供給の場合		
(イ) 定額電灯および公衆街路灯A		
電灯	0.010	0.001
10ワットまでの1灯につき	0.013	0.001
10ワットをこえ20ワットまでの1灯 につき	0.025	0.002
20ワットをこえ40ワットまでの1灯 につき	0.051	0.004
40ワットをこえ60ワットまでの1灯	0.076	0.000
につき	0.076	0.006
60ワットをこえ100ワットまでの1 灯につき	0. 126	0.009
100ワットをこえる1灯につき100ワッ トまでごとに	0. 126	0.009
小型機器		
50ボルトアンペアまでの1機器につき	0.038	0.003
50ボルトアンペアをこえ100ボルト アンペアまでの1機器につき	0. 076	0.006
100ボルトアンペアをこえる1機器 につき50ボルトアンペアまでごとに	0.038	0.003
(ロ) 臨時電灯A 総容量が50ボルトアンペアまでの場合	0.001	0.000
総容量が50ボルトアンペアをこえ100 ボルトアンペアまでの場合	0.002	0.000
総容量が100ボルトアンペアをこえ500 ボルトアンペアまでの場合100ボルト アンペアまでごとに	0.002	0. 000
総容量が500ボルトアンペアをこえ 1 キロボルトアンペアまでの場合	0. 021	0. 002
総容量が1キロボルトアンペアをこえ 3キロボルトアンペアまでの場合1キ ロボルトアンペアまでごとに	0. 021	0.002
(ハ) 臨時電力 契約電力1キロワット1日につき (a) 期 専用電力 R (脱熱調整電票)	0.022	0. 002
(二) 農事用電力B (脱穀調整需要) 1日につき		
契約電力0.5キロワット	0.005	0.000
契約電力1キロワット	0. 011	0. 001
契約電力2キロワット	0.022	0.002
契約電力3キロワット	0. 032	0. 002
契約電力4キロワット	0. 042	0.003
契約電力5キロワット	0. 053	0.003
ロ 従量制供給の場合	0.000	0.001
1キロワット時につき	0.003	0.000